

# 横浜市立金沢中学校 いじめ防止基本方針

平成25年9月23日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」および「横浜市いじめ防止基本方針」を参酌し、本校ではこの法律の趣旨を踏まえ、いじめ防止対策委員会を中心とした体制を整備し、金沢中学校「いじめ防止基本方針」を策定し推進する。

## 1. いじめ防止に向けた金沢中学校の考え方

### (1) いじめの定義（文部科学省より）

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

### (2) 「いじめ防止」の基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。「いじめ」を重大な人権侵害ととらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない行為であると考えている。また、どの学年・学級の生徒にも起こりうるという認識に立ち早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を進める。

### (3) 「いじめ防止」の基本指導方針

- ① 「人をいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持たせる指導の徹底。
- ② いじめの早期発見・迅速な対応の徹底。
- ③ いじめられている生徒の立場に立った親身の指導（気持ちにより添い、守ること）の徹底。
- ④ いじめは、犯罪であるという認識を持たせる指導の徹底。
- ⑤ 加害・被害の生徒の関係だけでなく、傍観者・保護者・教師・関係機関（児童相談所・警察・カウンセラー・区役所・スクールソーシャルワーカー・弁護士等）とともにいじめをとらえ、関係者が役割を果たし、一体となった取り組みの徹底。

## 2. いじめ防止組織及び指導体制

### (1) 「いじめ相談窓口」及び「いじめ防止対策委員会」組織構成

#### ① 「いじめ相談窓口」

「いじめ」は、早期発見・早期対応が求められる。学級担任を始め相談しやすい教職員への連絡・相談はもちろん、具体的な窓口を決め、「いじめ」の早期発見に努める。

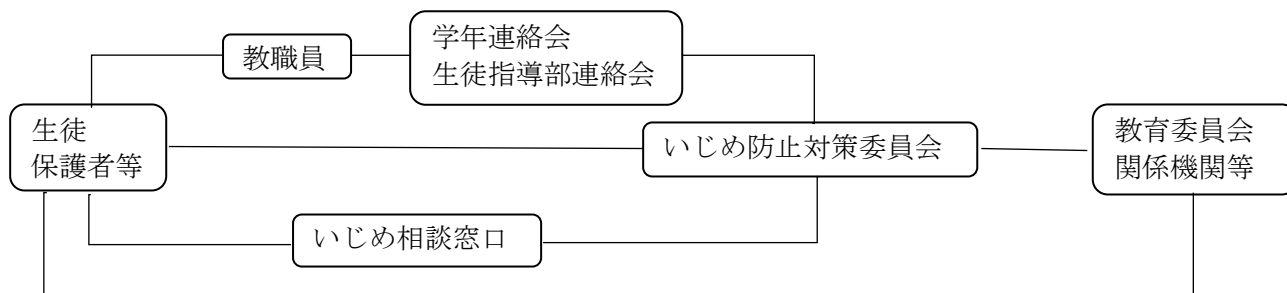
養護教諭・スクールカウンセラー・生徒指導専任教諭

## ② 「いじめ防止対策委員会」

「いじめ」の防止対策・早期発見・対応の取り組み・いじめに関する研修会の開催・いじめ防止に向けた生徒への一斉指導・いじめに関するアンケート調査の実施・いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画運営を担当する。また、いじめを認知した際は、直ちにいじめ防止対策委員会を開催する。校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

委員長	校長
委員	副校長・スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー・養護教諭・教務主任 生徒指導専任教諭・生徒指導部教諭

### (2) 指導体制関連図



## 3. いじめ防止及び早期発見・適切な対応

### (1) いじめの未然防止

#### ① マナーアップ運動

- ・生活委員会・職員による朝のあいさつ運動。
- ・職員による地域パトロール（放課後）。
- ・学年行事・学校行事を通し、仲間の大切さを学ぶ。

#### ② 学級・学年活動の充実（オープン・マインド・ミーティング）

- ・学年集会後に各学級での担任を中心とした意見交換。
- ・学級での様子をもとに、生活委員会で学校生活の目標を設定し学級に掲示。
- ・学級内の人間関係を図るため、話し合い（コミュニケーション）・学級レク・学年レクの充実。

#### ③ 人権教育・道徳教育の充実

- ・人権・道徳教育の年間計画の実践と生徒の実態に応じたテーマ設定による人権・道徳教育の実践。

#### ④ 人権・道徳教育の講演会の実施

- ・年に1回人権・道徳教育の講演会を専門家に依頼し実施。

#### ⑤ 教職員の資質向上

- ・校内研修会を通していじめ等に対する認識・知識を深め、資質の向上に努める。
- ・研究授業発表を通し授業力の向上を図る。

#### ⑥ 学校運営協議会や金沢中学校区学校・家庭・地域連携事業等の活用

- ・学校運営協議会や金沢中学校区学校・家庭・地域連携事業などで、いじめ問題や学校が抱える課題を共有し、連携して取り組む。

## (2) 早期発見・早期対応

### ①教育相談

- ・ 4月、9月、1月の3回、担任と生徒の相談活動。

### ②個人面談

- ・ 7月・12月の2回、担任・生徒・保護者の三者面談の実施。

### ③学年交流会、学級懇談会

- ・ 4月・3月（学年により変動あり）、学年職員と保護者の懇談会。

### ④アンケートの実施

- ・ 4月・9月・12月に生徒に対しての教育相談アンケートの実施。
- ・ 毎月の月例生活アンケートの実施。

### ⑤Y-P（横浜プログラム）アセスメントの実施

- ・ 6月・11月（学年により変動あり）に生徒に対してアンケートをとり、結果をもとにアセスメントを実施。

### ⑥いじめ防止対策委員会、生徒指導部連絡会、学年連絡会の定期開催

- ・ 月一回のいじめ対策防止委員会と週一回の学年連絡会、生徒指導部連絡会を開催し報告、連絡、相談を行う。

## (3) 適切な対処・措置

①いじめに気づいたら、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会に報告する。

②いじめ防止対策委員会のリーダーシップの下、(1. 事実確認 2. いじめを受けた生徒・保護者への支援 3. いじめた生徒への指導・保護者への助言 4. いじめた生徒への懲戒や出席停止などの措置) 教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して解決に向けて対応する。また、関係機関（教育委員会・児童相談所・警察等）に報告し連携を図る。特に、いじめの行為が触法・犯罪行為とみなされるときは、早期に警察や専門機関に連絡し連携した対応をする。

## (4) 重大事態への対処

### 【重大事態の定義と発生した場合の対処】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。もし、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

## (5) いじめの解消

【いじめの解消の要件】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・ いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

①教職員がいじめた生徒やいじめを受けた生徒に対して、いじめの行為がやんでいることや心身の苦痛を感じていないかの確認を行い、いじめ防止対策委員会でいじめの解消を判断する。

(6) いじめ防止に関する年間計画

月	取組内容	
4月	入学式 学年集会 いじめ防止基本方針確認 教育相談 教育相談アンケート実施 学級懇談会 月例アンケート	学校教育活動説明会 年間計画と重点指導内容等の確認 生徒理解研修
5月	月例アンケート いじめ防止基本方針見直し いじめ早期発見のための生活アンケート	
6月	小中連携事業（授業参観・児童生徒理解研修） Y-Pアセスメント 月例アンケート	学校・家庭・地域連携事業役員会 学校運営協議会・地区懇談会
7月	個人面談 月例アンケート	
8月	教育相談 横浜こども会議 月例アンケート 教育相談アンケート実施	
9月	教育相談 月例アンケート	
10月	非行防止サミット 児童生徒交流日 学校を開く週間 終業式 月例アンケート	学校運営協議会
11月	Y-Pアセスメント 月例アンケート	
12月	いじめ一斉キャンペーン（アンケート） 個人面談 人権標語 月例アンケート	
1月	教育相談 教育相談アンケート実施 月例アンケート	
2月	いじめ防止基本方針見直し 月例アンケート	学校・家庭・地域連携事業役員会 学校運営協議会
3月	学年交流会 修了式 月例アンケート	年間の振り返りと引継ぎ
年間	生活委員会（生活目標決め・非行防止サミット参加）	いじめ防止対策委員会（月1回・随時） 主任児童委員会（奇数月）

#### 4. いじめ防止対策の点検・見直し

- ①いじめに対応する組織体制や対応の流れについて点検を行い、必要に応じて組織や取り組みの見直しを行い、措置を講じる。

平成 26 年 3 月策定  
平成 30 年 3 月改定  
令和 3 年 3 月改定  
令和 5 年 2 月改定  
令和 6 年 3 月改定  
令和 6 年 4 月改定  
令和 7 年 4 月改定  
令和 8 年 2 月改定